

須賀川市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年11月27日

須賀川市監査委員 大峰 和好

須賀川市監査委員 五十嵐 伸

記

1 準拠基準

須賀川市監査基準

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

3 監査の対象及び所管課

(1) 令和4年度 日高見児童クラブ館指定管理者委託料

団体 社会福祉法人うつみね福祉会 理事長 関根 一男

所管課 教育委員会事務局こども課

(2) 令和4年度 母畑地区土地改良区補助金

団体 母畑地区土地改良区 理事長 車田 次夫

理事長 塩田 邦平 (令和4年11月1日就任)

所管課 経済環境部農政課

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体監査

補助金に係る出納その他の事務が適正に行われているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、補助金の交付団体に対し指導監督が適切になされているかを主眼として実施した。

(2) 公の施設の指定管理者監査

委託金額に係る出納その他の事務が適正に行われているか、事業が指定管理者としての目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、指定管理者事業に対する指導監督が適切になされているかを主眼として実施した。

5 監査の期間

令和5年9月8日から令和5年11月27日まで

6 監査等の主な実施内容

あらかじめ監査対象団体及び所管課に監査資料等の提出を求め、これを基に書類

審査を行うとともに、対象団体及び所管課から説明を受けて実施した。

7 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に指導を要する事項があったので、再度内容を確認し適正な事務処理に努められたい。

また、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭で改善を促した。